



2022年5月13日

各 位

会社名 アサガミ株式会社
代表者名 代表取締役社長 木村 健一
(コード番号9311 東証スタンダード)
問合せ先 取締役常務執行役員総務部長 石橋 義久
(TEL. 03 - 6880 - 2200)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月23日開催予定の第100回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社の定款を変更するものであります。

- (1) 変更第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 日程

定款変更のための株主総会	2022年6月23日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年9月1日(予定)

3. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="162 327 742 360"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u></p> <p data-bbox="146 376 252 409"><u>第 15 条</u></p> <p data-bbox="146 423 783 696"><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="395 759 533 792"><新 設></p> <p data-bbox="391 1240 531 1274"><新 設></p>	<p data-bbox="1054 327 1197 360"><削 除></p> <p data-bbox="821 759 1054 792"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="807 808 912 842"><u>第 15 条</u></p> <p data-bbox="807 855 1441 987"><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="807 1001 1441 1182"><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="807 1240 866 1274"><u>附則</u></p> <p data-bbox="821 1288 1278 1321"><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="807 1335 1441 1615"><u>1 現行定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除および変更定款第 15 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="807 1628 1441 1760"><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="807 1774 1441 1906"><u>3 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上